



## 所得税・個人住民税の定額減税に関する説明会のお知らせ (給与支払者の方向け)

令和6年税制改正により、所得税及び個人住民税の定額減税が実施されることになり、給与支払者の方には給与支払の際に行う源泉徴収税額の調整を行っていただくことになります。

**要予約**

つきましては、給与支払者の方向けの説明会を次のとおり行います。

開催日	時間	会場	定員	予約期限
4月22日(月)	13:30~15:00	柏原市役所 4階大会議室	60人	4月16日
4月24日(水)	13:30~15:00	まつばらテラス(輝) 3階多目的ホール	70人	4月18日
4月26日(金)	13:30~15:00	八尾市役所 6階大会議室	50人	4月22日
5月13日(月)	13:30~15:00	八尾市役所 6階大会議室	50人	5月7日
5月15日(水)	13:30~15:00	柏原市役所 4階大会議室	60人	5月9日
5月16日(木)	13:30~15:00	まつばらテラス(輝) 3階多目的ホール	70人	5月10日

(注) 各会場へは、公共交通機関でお越しください

プリズムホール (八尾市文化会館)	八尾市光町2丁目40 (近鉄八尾駅から徒歩5分)
八尾市役所	八尾市本町1丁目1-1 (近鉄八尾駅から徒歩7分、JR八尾駅から徒歩16分)
まつばらテラス(輝)	松原市田井城3丁目104-2 (近鉄南大阪線 高見ノ里駅から徒歩7分、同 河内松原駅から徒歩10分)
柏原市役所	柏原市安堂町1-55 (近鉄大阪線 安堂駅から徒歩5分、近鉄道明寺線 柏原南口駅から徒歩7分、JR柏原駅から徒歩17分)

《予約方法》説明会は、予約制で実施しますので、次の①又は②の方法でご予約ください

① LINEアプリによるオンライン予約

- STEP1 LINEアプリから「国税庁LINE公式アカウント」を友だち追加
- STEP2 「トーク」画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択
- STEP3 「定額減税の説明会に申し込む」を選択
- STEP4 予約したい説明会选择し、所定の事項を入力して申し込む。



友だち追加はこちら

② 電話で予約

下記問合せ先にて、お電話でも予約を受け付けております。

- 定額減税について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。



【問合せ先】八尾税務署 法人課税第1部門 電話 072-992-1251 (音声案内に従って2番を選択してください)

定額減税に関する最新情報は、  
「定額減税特設サイト」で確認！！  
特設サイトはこちらから



一般的な相談は定額減税コールセンターへ(給与支払者向け)  
電話 0570-02-4562  
(平日9:00~17:00)

# ご存じですか？

「定額減税特設サイト」は、  
こちらからアクセス



## 令和6年分所得税

# 定額減税

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

定額減税の制度に関する情報については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

### 制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象（注：合計所得金額が1,805万円以下の方のみ）として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

- ① 所得者本人…3万円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）…1人につき3万円

※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

### 定額減税の実施方法

#### 給与所得者に対する実施

- ・ 令和6年6月以後最初に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- ・ 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

#### 公的年金受給者に対する実施

- ・ 令和6年6月以後最初に支払う公的年金（老齢年金）に係る源泉徴収税額から減税
- ・ 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

#### 不動産所得・事業所得者等に対する実施

- ・ 原則として、確定申告で減税
- ・ 予定納税対象者については、予定納税の通知の機会に減税

給与を支払う事業者のみなさまへ

**定額減税は、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等から！**

令和6年6月1日現在、事業者のもとで勤務している従業員のうち、その事業者に対して「扶養控除等申告書」を提出している（月々の給与の源泉徴収において「源泉徴収税額表」の「甲欄」が適用される）居住者については、月々の給与等に係る源泉徴収税額から定額減税額を控除することとされています。